

厚生労働省発社援 1112 第1号
平成27年11月12日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働事務次官
(公印省略)

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について（通知）

生活扶助基準については、その適正化の観点から、平成25年8月1日から3年程度かけて段階的に新たな基準への見直しを行ったところです（平成25年8月、平成26年4月、平成27年4月）。

生活扶助基準の見直しについては、これに伴い、他制度に影響が生じる可能性が指摘されていることから、政府としてはできる限り影響が及ばないようにするため、平成25年2月5日に全閣僚で対応方針（以下「政府の対応方針」という。）（別添1）を確認しています。

また、これまで各地方公共団体に対しては、当職から通知※を発出し、政府の対応方針をお示しするとともに、その趣旨を御理解いただき、各地方公共団体で独自に実施されている事業についても適切に御判断・御対応いただくようお願いさせていただいたところです。

3年程度かけて実施した生活扶助基準の見直しは、本年4月で終了したところですが、政府においては、政府の対応方針を踏まえ、今後予算編成に向けた作業を進めていくこととなります。各地方公共団体におかれましても、政府の対応方針の趣旨を御理解いただいた上で、独自に実施されている事業へ今後生じ得る影響に関して、引き続き適切に御判断・御対応いただきますようお願いいたします。

なお、「生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる他の国の制度の例」（別添2）を添付し、国の対応を例として示しておりますので、各地方公共団体におかれでは、内部部局に広範な周知をお願いするとともに、各都道府県におかれでは、貴管内市区町村に対する周知につき、御配慮をお願いいたします。

※「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年5月16日付け厚生労働省発社援0516第2号厚生労働事務次官通知）

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成25年9月3日付け厚生労働省発社援0903第1号厚生労働事務次官通知）

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成26年4月15日付け厚生労働省発社援0415第1号厚生労働事務次官通知）

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成26年9月29日付け厚生労働省発社援0929第4号厚生労働事務次官通知）

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」（平成27年4月10日付け厚生労働省発社援0410第3号厚生労働事務次官通知）

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- 25年度は影響は無い。
- 26年度以降の税制改正において対応。
- 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。（就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等）
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。（中国残留邦人への給付等）

3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼

生活扶助基準の見直しに伴い影響が生じる他の国の制度について

①生活扶助基準を参照しているもの

生活保護受給者に特例的な取扱いをしているもの

例) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業、
養育医療給付事業、結核児童療育給付事業
就学援助制度における学用品費等の支給 等

金額の設定に当たり生活扶助基準を参照しているもの

例) 児童保護費等負担金等(児童養護施設等の運営費)
戦傷病者特別援護法
個人住民税の非課税限度額 等

②住民税非課税限度額を参照しているもの

対象者等の設定に当たり住民税非課税世帯等を参照しているもの

例) 介護保険料の段階区分、医療保険等の自己負担限度額等

金額の設定に当たり住民税非課税限度額を参照しているもの

例) 国民年金保険料の申請免除

平成27年度の国の対応の例

<小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業>

・生活扶助基準の見直しにより保護廃止となる者について、**市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、自己負担を無料とする取扱いができるようにすること**により、生活扶助基準見直しによる影響が及ばないようにする。

<就学援助制度における学用品>

・25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、**要保護者としての国庫補助申請を認める取扱い**。

<児童保護費等負担金等>

・「一般生活費」等については、これまでに準拠していた「標準世帯」の設定が行われなくなったことなどを踏まえ、**生活扶助基準を参考することを見直した上で、子どもの生活に必要な物品等の物価動向を反映**。

<戦傷病者特別援護法に基づく療養手当>

・従来、生活扶助基準のスライド率を用いて改定してきたが、受給者の状況に配慮し、**国民の消費動向等のみを勘案し、改定せず(生活扶助基準のスライド率は反映させず据え置き)**。

<個人住民税の非課税限度額>

・平成27年度税制改正において住民税非課税限度額は据え置き。

<介護保険料の段階区分、医療保険等の自己負担限度額等>

・平成27年度税制改正において住民税非課税限度額が据え置きとされたことを踏まえ、対象者等の設定については、変更せず。

<国民年金保険料の申請免除>

・平成27年度税制改正において住民税非課税限度額が据え置きとされたことを踏まえ、金額の設定については、据え置き。